

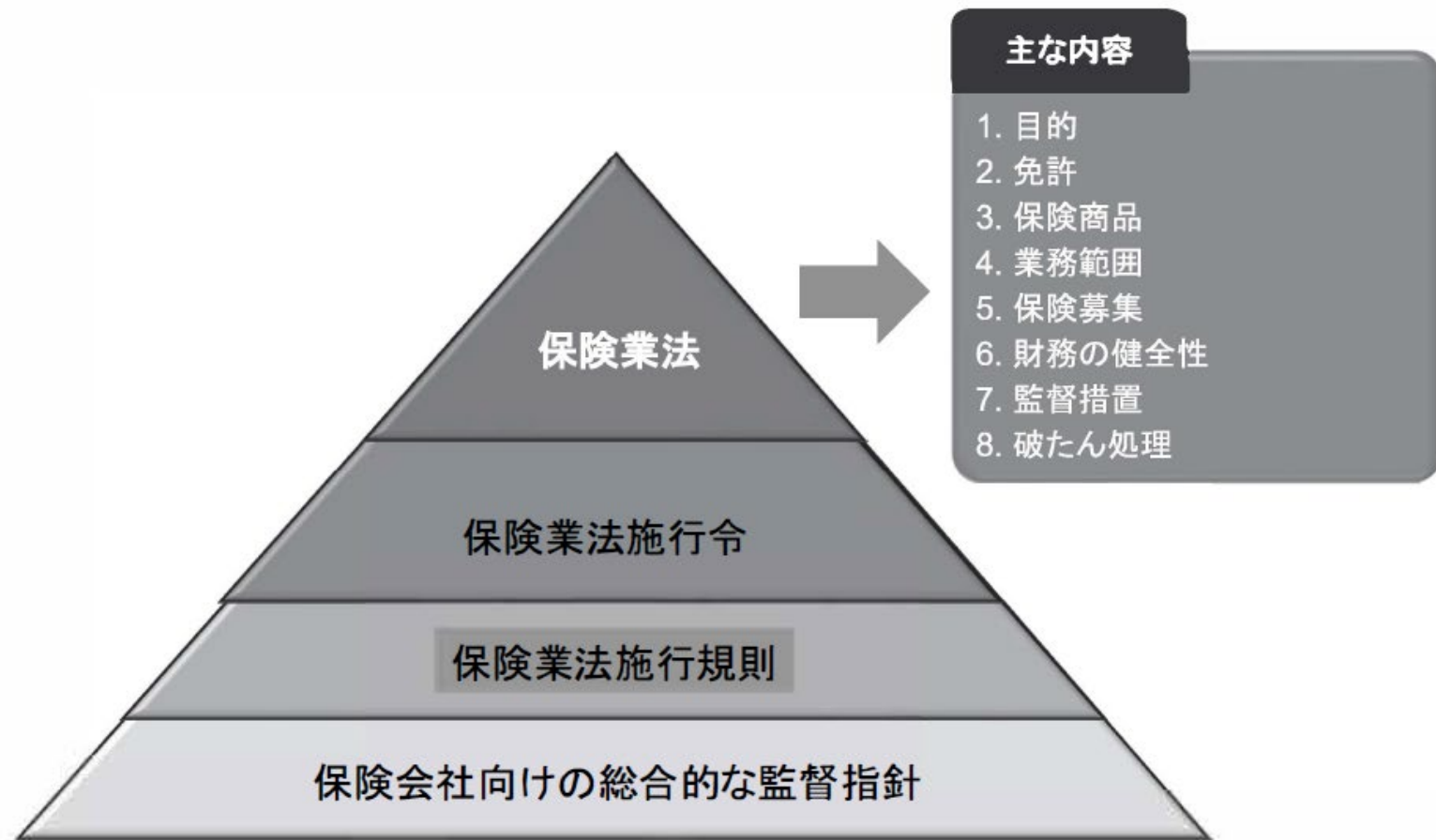


保険会社に対するモニタリング概要

令和8年3月

金融庁監督局保険課

金融庁による保険会社に対するモニタリング



保険業法 第一条(目的)

この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

金融庁による保険会社に対するモニタリング

○保険業法 第六章 監督

保険商品に係る認可（法第123条）

保険会社は、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときは、[内閣総理大臣の認可](#)を受けなければならない。

報告又は資料の提出命令（法第128条）

内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、保険会社に対し、[その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる](#)。

立入検査（法第129条）

内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、[保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務又は財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる](#)。

業務の停止等（法第132条）

内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、[当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止等を命じることができる](#)。

免許の取消し等（法第133条）

内閣総理大臣は、保険会社が法令等に違反したとき、公益を害する行為をしたとき等は、[保険会社の免許を取り消すこと等ができる](#)。

金融庁による保険会社に対するモニタリング

○保険業法 第六章 監督

(健全性の基準)

第百三十条 内閣総理大臣は、保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

- 一 資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額
- 二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額

ソルベンシー・マージン比率 (法第130条)

- 保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金(負債)」として積み立てている。
- 一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」で対応することとなる。
- ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払い余力を有するかを示す健全性の指標
- 保険会社の早め早めの経営改善への取組みを促すため、基準値を下回ると早期是正措置命令を発動

金融庁による保険会社に対するモニタリング

(参考) 新規制の枠組み

(2026年3月末から適用開始)

	現行規制 (SMR)	新規制 (ESR)
保険負債の評価	原則ロックイン (決算時の金利等を反映しない)	時価評価 (決算時の金利等を反映)
金利上昇時の純資産への影響	<p>純資産が減少 (※資産が「その他有価証券」の場合)</p>	<p>純資産が増加 (負債デレションの方が長い場合)</p>
リスク	リスク係数を乗じて算出 (ファクター方式)	純資産の変動をリスク量として計上 (ストレス方式、ただし一部はファクター方式等)
金利に係るリスク	債券の価格変動等リスク (金利上昇がリスク)、 予定利率リスク (金利下落がリスク) を計上	金利リスク (ALMリスク) を計上 ※ 資産と負債がミスマッチしているほど高いリスク量 ※ 負債デレションの方が長い場合、金利下落がリスク

[現行規制と新規制のソルベンシー・マージン比率](全社平均 2024年3月末時点)

	現行規制 (SMR) () 内はリスク×1/2の前	新規制 (ESR) (フィールドテストの結果)
生保	933% (466%)	219%
損保	750% (375%)	200%

【新規制の方が低くなる主な要因】

- より厳格な信頼水準で評価
- より広範なリスクをカバー
- 経済環境の変化への感応度向上

金融庁による保険会社に対するモニタリング

～保険会社向けの総合的な監督指針～【財務の健全性】

○ ソルベンシー・マージン比率の適切性(早期是正措置)

- ・ 保険会社の経営の健全性を確保するため、「保険金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、保険会社の経営の早期是正を促す。
- ・ 各保険会社から、毎期のソルベンシー・マージン比率の報告を受け、以下の対象区分に該当する場合は、改善計画の提出を求める。

	現行規制(SMR)(※)	新規制(ESR)
非対象区分	水準:100%以上(200%以上)	水準:100%以上
第一区分	水準:100-50%(200 - 100%) 改善計画の提出およびその実行の命令 ➢ 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定	水準:100-70% 改善計画の提出およびその実行の命令 ➢ 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定
第二区分	水準:50-0%(100 - 0%) 保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 ➢ 監督指針上は原則1年以内に50%以上に回復すべき旨を規定	水準:70-35% 保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 ➢ 監督指針上は原則6ヵ月以内に70%以上に回復すべき旨を規定
第三区分	水準:0%未満 期限を付した業務の全部または一部停止命令	水準:35%未満 期限を付した業務の全部または一部停止命令 ➢ 監督指針上は原則3ヵ月以内に35%以上に回復すべき旨を規定

(※)現行規制ではリスク(分母)に2分の1が乗じられる一方で、新規制では乗じられない。ここでは新規制との比較のため、現行規制はリスク(分母)に2分の1が乗じられる前の比率で記載し、括弧内において現行規制におけるリスク(分母)2分の1ベースの比率を記載している。

金融庁による保険会社に対するモニタリング

～保険会社向けの総合的な監督指針～【財務の健全性】

○ 商品開発に係る内部管理態勢

- ・ 保険会社が商品開発を行うにあたっては、保険業法等の法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められる。

○ 責任準備金等の積立の適切性

- ・ 保険会社は、保険契約者に将来支払うこととなる保険金等に対して保険業法に基づく責任準備金等の積立の確保に努めなければならない。

○ 区分経理の明確化

- ・ 生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を行うことが重要。各社において自己責任原則のもと、保険経理の透明性、保険契約者間の公平性確保等の観点から、適切な区分経理が行われることを求めている。

金融庁による保険会社に対するモニタリング

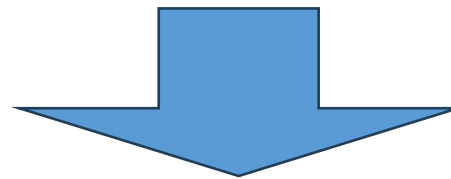
～保険会社向けの総合的な監督指針～【統合的リスク管理態勢】

○ 資産運用リスク管理態勢

- ・ 保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得、不動産の取得、金銭の貸付けその他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備を求めている。

○ 流動性リスク管理態勢

- ・ 保険料収入等の状況により資金繰りに支障をきたした場合は、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況を注視した適切なリスク管理の実施を求める。



保険会社に対するヒアリングや報告徴求等を通じ、必要に応じて内部管理態勢の改善等求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行う。

金融庁による保険会社に対するモニタリング

～保険会社向けの総合的な監督指針～【検査・監督】

○ 報告徴求(法第128条)／立入検査(法第129条)

- ・ 保険会社が問題を抱えている可能性がある際に、契約者保護と適切な業務運営の確保のために実施

○ 行政処分(法第132条)

- ・ 保険会社の適切な業務運営の確保と保険契約者保護を目的として発動
 - ✓ 業務改善命令
 - ✓ 業務停止命令
 - ✓ その他の命令(役員解任、免許取消し)

○ 監督上の措置の例

- ・ 不適切な保険募集
(例: 募集人登録の取消し)
- ・ 保険金の不払い
(例: 業務停止命令: 意図的・悪質なケース)